

地域における子どもの福祉的支援への視座

—居場所づくりの実践に関する考察を通して—

菊 地 み ほ

A Viewpoint for Children's Well-Being in the Community

—Through Consideration about the Practice of Creating Free Space for Children—

Miho Kikuchi

近年、地域に学校と家庭以外の「居場所」をつくり、不登校の子どもを含めた学齢期の全ての子どもたちに対して、様々な問題を支援していくことの必要性がさげばれている。子どもたちが安心して他者と交流し、自己を豊かに育んでいくことのできる居場所づくりのためにどのような視点が重要であるのか、先駆的な二つの事例から考察した。そこから①「子どもの権利条約」で示された「意見表明権」「参加権」を保障し、②子どもにとっての「地域」「喜び」とは何かを問う思想を持ち、③多様性と非抑圧的・非権力的共同性を志向し、④「聴くこと」「ともにあること」を重視する活動を展開すること、という視点が導き出された。またここから、このような視点の土台となる「子ども観」として、「完全かつ対等なパートナーとしての子ども観」「脱操作主義的・脱能力主義的子ども観」「『悪』や『弱さ』を認める子ども観」の構築が重要ではないかということ提起した。

キーワード 子どもの「居場所」、子どもの参加、新しい子ども観

1 問題の所在

今日、「子ども」をめぐる様々な問題は教育、福祉、司法、医療等の各分野で大きな関心事となっており、特にここ数年の「不登校」「引きこもり」の増加、中・高校生の関与する殺傷事件の報道等によって、子どもの心の問題をどう考えていくかが重大な社会問題として議論されている。子どもをめぐる数々の報道や言説は、慎重な検証と考察を要するものであって、安易にそれらに則った議論を展開することは慎まなければならないが、学校から離れていく子どもたちの増加、後を絶たない「いじめ」事件や子どもの自殺という厳然たる事実から、子どもをとりまく環境に様々な

問題が在ること、それらをどのように捉え、どのように子どもたちを支援していくのが危急の課題であることは間違いない。

このような状況下で中央児童福祉審議会は意見書「今後の児童の健全育成に関する意見—子育て重視社会の構築を目指して—」（1998年）において、子どもが遊びや集団での活動を通じて自己信頼感や友人との連帯関係を育む「居場所」がなくなりつつあることを指摘し、家庭のほか地域社会にも子どもたちの「居場所」を増やすことが肝要との見解を打ち出した。また同年の「次代を担う青少年について考える有識者会議」意見書においても、特に思春期の感じやすい中・高校生の居場

所が少ないこと、「心の居場所づくり」といった面にも留意する必要があること、が喚起された。これまでは、たとえば前近代社会であれば「若者宿」や「娘組」のような組織の存在、近代になってからも、高度経済成長以前には町のあちこちに点在していた空き地や氏神祭りなどの地域行事の存在によって、子どもが成長していく過程には、家庭や学校とは異なる時間と空間である居場所が存在していたといえる。しかし高度経済成長に伴う商業主義の進展や地域社会の崩壊、子どもの生活に占める学校教育の肥大化によって、いまの子どもたちの多くはそのような時間と空間を実質的には喪失している状況にあるといえる。故にいま、不登校状態にあって学校にさえも居場所を失った子どもたちを含めた、すべての子どもたちが安心して自分らしくのびのびと過ごすことの可能な居場所、様々な他者との出会いと活動を通して自己を豊かに育てていくことのできる物理的・心理的居場所を、どのようにして子どもたちの身近な地域に創り出していくのか、が子どもの福祉の支援における一つの重要な課題であると考えられる。

しかしその際、大人の側が考えた「健全」な居場所を一方的にあてがう・与えるという発想では、真に子どもたちの支援とはならない。子どもの側に立った地域における子どもたちの居場所づくりを実現するためには、どのような視点が必要であるのだろうか。現在の中・高校生にとって、家庭と学校以外の居場所は塾と塾帰りの道、繁華街やコンビニエンス・ストアの周辺、そして携帯電話やインターネットでつながれた「電子空間」に存在しているといわれている¹⁾。しかし彼らが繁華街の通りに群れていたり、塾帰りにコンビニや公園に集まっていたりすると、大人は「非行の温床」「騒がしい」といった目を向けがちであり、事実学校や警察による「指導」や「取り締まり」の対象になることが少なくない。また、新しい現

象である「電子空間」は大人にとって未知の領域であるため、問題視する議論などもしばしば見受けられる。しかしながら、急激に変化する社会環境の中にある子どもの生活の実情を注視すれば、たとえば学校と塾と習い事通いの生活の中で切り刻まれた時間を過ごす子どもたち（東京都生活文化局女性青少年部青少年課編『子ども基本調査』、ベネッセ教育研究所『子育て生活基本調査報告書Ⅱ』、1999年等参照）にとって、塾帰りのコンビニや公園は情報交換をしたり相談事をする貴重な隙間の時間と空間を与えてくれるという側面を有することが見えてくる。また都市化によって失われた空き地の代わりに出現した繁華街と「電子空間」に、かつては空き地の片隅に存在した大人の視線から逃れた子どもだけの世界、「居場所」が求められているという可能性を見ることもできるのではないだろうか。吉見俊哉の議論にも見られるように、これらは近代化の過程で自由な時間と空間を失った子どもたちのある意味で自然な選択であり、また一種のストラテジーであるとも考えられる。²⁾「非行の温床」といった社会的定義に則り「子どもにとって望ましくない居場所」と決めつけるのではなく、これらの現象から子どもたちのおかれている環境と生活の実情を分析し、子ども自身が求めている「居場所」の要素とは何かを読み取ろうとする視点が必要であろう。

この点を踏まえた上で、本当に子どもにとって望ましい「居場所」とは何かを「子どもの福祉」という観点から考えていく必要がある。その際のメルクマールとして位置づけられるのが、子どもを一人の市民として捉え、その有する権利＝人権を福祉、教育、司法、保健医療等、総合的に保障することを明確にした国際条約『子どもの権利条約』である。成人が対象であった人権思想が深化・成熟する中で子どもの権利への視点も重視されるようになっていったが、子どもが権利の享受

主体であるばかりではなく、行使主体であるということまで踏み込んだ点で、この条約は子どもの人権尊重実現への人類の努力の一つの到達点といえるものであるからである。³⁾ この権利行使主体としての子どもという捉え方が最も明確にあらわされているのが、第12条「意見表明権」である。自己に影響を与えるすべての事柄について自由に見解を表明する権利が保障されること、さらにこの見解が正当に尊重されることがうたわれているが、これは子どもが大人とのあらゆる活動において、意見を表明することによって「参加」する機会を保障されることを意味している。また、結社や平和的な集会の自由(第15条)が認められること、さらに第31条で「遊びやリクリエーション、文化的・芸術的活動等に参加する権利を認める」とされていることなどから、この条約の一つの重要なポイントとして子どもの「意見表明」と「参加」をあげることができる。よって、真に子どもの側に立った居場所づくりのあり方を考えていく際にも、この「意見表明」と「参加」が重要な観点としてあげられるといえる。

本稿ではこのような問題関心のもと、子どもの居場所づくりの実践に関する考察を通して、子どもの福祉的支援において我々が考えていくべき課題について検討したい。実践例として取り上げる二つの事例(中・高校生の居場所づくりに取り組んでいる児童館の事例及び主に不登校の子どものための居場所づくりに取り組んでいる民間フリー・スペースの事例)は、地域における子どもの居場所づくりに関して、子どもの「意見表明」と「参加」の権利を保障することを明確に意識化し、居場所づくりの原則として掲げている点で先駆的な事例といえる。まずこの二つの事例の概要を描出した後、居場所づくりの課題について考察を試みる。そこからさらに子どもの援助全般のあり方にとって重要な問題と考えられる「子ども観」に

ついて考察をすすめ、子どもの福祉的支援のための視点を整理したい。

2 居場所づくりの実践事例

(1) 「ゆう杉並」の取り組み

これまで、学童保育(児童クラブ)に関しては、1976年からの「都市児童健全育成事業」で、また1991年からは「放課後児童対策事業」として子どもの居場所づくりの実践が全国的に展開されてきたといえる。またこの事業は1997年の児童福祉法改正によって、諸々の問題を抱えつつも「放課後児童健全育成事業」として法制化にも到達した。しかしこれらは一貫して、昼間家庭に保護者のいないおおむね十歳未満の児童の保育、というところに主眼があり、高学年児童や中・高校生の居場所づくり、という視点は包含されてこなかった。職員の有志的な活動によって中・高校生の居場所としての機能を発揮するべく利用時間の延長を実施したり、中・高校生向けのプログラムを開発したりする児童館などもあらわれてはいるが、まだ全国的な展開には至っていない。このような状況下で、先駆的な実践を行っているのが東京都杉並区の区立児童青少年センター「ゆう杉並」である⁴⁾。

杉並の緑豊かな住宅地に1997年オープンした「ゆう杉並」は、中・高校生を主な対象として(原則として利用は18歳まで)設立された大型児童館である。杉並区における児童館では従来より児童館における中・高校生の居場所づくりを目指していたといわれるが、児童福祉センターから「総合児童センター」の設立計画が持ち上がった段階で、区民と学識経験者で構成されるセンターの基本構想に関する検討を行う建設協議会が設置され、さらにこの協議会の検討に、利用者として想定されている中・高校生の意見を反映させるべく1994年、区内在住の中・高校生による「中・高校生建設委員会」が設置された。同年の第1回

「総合児童センター建設中・高校生委員会」では43名の子どもたちが建設予定地を見学し、近隣との関係や建設の基本イメージについての意見交換を行った。その後計五回の委員会では児童福祉センターの職員が助言者としてブレインストーミング、グループ討議の手法を用いながら全メンバーの意見を引き出せるように工夫し、建物のイメージや設置してほしい遊具といったハード面の要望から、活動内容や利用時間、ルールに関するソフト面まで具体的な検討が行われた。さらにこれらの話し合いの総括として子どもたちの手によって報告書がまとめられ、この中で提案された子どもたちの意見を可能な限り生かす方向で建設計画がまとめられ、センター設立に至ったのである。

現在、日平均利用者数は200名を超えており、213平方メートルの面積を有するロビーでは、仲間同士で訪れた子どもたちが談笑したりトランプをしたりする姿、また一人で読書や勉強をする姿など、子どもたちが思い思いに時間を過ごす様子を見ることができる。

また地下一階から三階までの体育館には、バスケット、バドミントン、卓球など好きなスポーツを楽しむ子どもたちの姿がある。地下体育室はいつでも子どもたちが思い思いのスポーツを、本格的に練習することも、遊びや運動不足の解消といった程度に利用することもできるよう、曜日や時間による利用種目や利用方法を限定せず解放されている。毎日、夕方には中・高校生で満員状態になるという。一階「ゆうホール」では、子どもたちのリクエストに応えるかたちで「フリークライミング講習会」「ダンス講習会」等が講師を招いて開催され、学校も学年も異なる子どもたちがともに参加しオフィシャルチームを組むまでの活動に発展している。地下工芸・調理室においても、陶芸やお菓子づくりなどの活動が美術大学の教員や料理学校の講師の協力のもとに行われている。個

人の自由な活動と、参加者が共に活動する講座での活動の両方が保証されており、特に仲間と一緒にレベルアップをめざして活動する講座やオフィシャルチームに関しては、「新しい友達ができて嬉しい」「部活動でないのが楽しい」という声が多い。三つある防音スタジオもまた子どもたちの意見によって設置されたものであるが、利用した子どもたちのバンドは延べ300団体を超え、ギターやドラムの講習会なども活発に行われている。さらにこのような講習会受講生同士の発表の場として、3月にアクティブ・フェスタ、8月にサマー・フェスティバルといった催しが子どもたちの手で企画・実行されている。

設立計画の段階から子どもたち自身の本格的な参画を実施するために組織された「中・高校生建設委員会」の精神は「ゆう杉並」のオープン後、利用者である子どもたちの意見をセンター運営に反映させるために誕生した「中・高校生運営委員会」（区内の中・高校生15名－公募及び学校長推薦による－から構成。任期2年。）に引き継がれている。また2000年現在、同区は厚生省「年長児童育成の町施行事業」のモデル地区に指定され、「ゆう杉並」の「中・高校生運営委員会」と「杉並ユネスコ青年部」「杉並少年団」からの子どもたちの代表者による「子ども委員会」が設置されて、子どもの意見を取り入れたさらなる育成事業の展開に取り組んでいる。⁵⁾

(2) 「バクの会」の取り組み

埼玉県所沢市にある「バクの会」は、「何らかの理由で学校生活に適應することに困難を覚えている児童・生徒たちのための息抜き、あるいは出会いの場を提供すること」⁶⁾を目的として1987年、草の根的な市民活動によって設立された民間フリー・スペースである。当時は不登校問題が社会問題として大きくクローズアップされた時期であ

り、学校に行かない・行けないことで他者との交流の機会を失った子どもたちに居場所を提供し、地域で支援しようとするこのような試みが全国で展開されはじめていた。その中で当会の特徴の一つは「線引きをせず、どんな子ども（大人も）受け入れる」「バクの会はここを必要とする人すべての場である」という方針を徹底していることである。このことから当初利用者は市内の不登校の中学生が中心であったが、やがて登校をしている中学生や、養護学校へ通学している子ども、障害や病気のために他者と接する場を持たずにきた子どもや大人なども参加するようになり、遠く他県から足を運ぶ子どももみられるようになっていく。子どもたちをサポートするスタッフは全員ボランティアであり、20代から70代までのさまざまな職業、経歴をもつ人々である。

活動に関しては、現在は市内商店街の一角に元飲食店であった建物を借り、月・水・金・土曜の週4日行われており、金曜午前中が学習活動（主に教科の勉強と書道）である以外は、近くの広場で希望者が集まって野球やサッカー、バドミントン等をしたり、屋内で読書やゲーム、おしゃべりをしたりと、子どもたちは思い思いの過ごし方している。参加者数は一定ではないが、土曜など多い日は数十人の子どもたちが参加する。金曜日の学習活動は、子どもの要望に応じて数学の得意な男性スタッフがそれを教えたことがきっかけとなって始まった。以来、子どもの要望に応じて会に関わる大人たちが各自の得意な技能を提供し、子どもたちがそれを楽しみながら学んでいくというかたちが定着している。季節ごとにキャンプや地域でのバザー、子どもたちによるコンサートなどの行事も行われている。常に複数のボランティアが子どもと一緒にスポーツをしたり、談笑したりしている。

原則として会則はないが、週一度のスタッフの

ミーティングの他、子どもたちとスタッフの話し合い、トラブルが生じた時には子ども同士での話し合い、子どもとその親とスタッフの3者による運営に関する話し合いの会などが頻繁にもたれている。また当会に関わっている大人たちによる自主的な読書サークルや、障害についての勉強会等も活発に行われている。以下は当会で発行している会報『バク通信』から子ども、親、スタッフの言葉を一部抜粋したものである。

- 「…僕たちは、バクの会を狭義の参加資格を設定して運営することは資格外の人間を排除することにつながるということを危惧した。また、人間の集団は多様性があることの方が自然であるし、望ましいということを感じた。」（スタッフ）
- 「バクは毎日が新しい発見であり、楽しみになった。（世の中にはこんな人があるんだな、こんな考えを持っている人もあるんだな）と、新しい人間の心を見つけるたびに感心する。また自分の未熟さに気づいたり、今までどこかに封じられていた力が発散するようなことも感じとった。今はどんなにつらいことに出会っても苦難に道を遮断されても、今までで一番幸せかもしれない。」（子ども）
- 「バクにいと楽しく過ごせる／いつも来るたびバクには心なごむものがある／差別もないのだから／心配することもないから／気楽な居場所／あなたが私をうらんでも本当に私は差別しない／バクはすばらしい所だから（詩）」（子ども）
- 「何が私をこんなに惹きつけるのだろうか？と改めて考えてみる。まず子どもの居場所であると同時に、私自身の居場所でもあるということ、年齢性別を問わず、障害

を持った人持たない人、様々な人たちが同じ土俵の上でお互いに共通の場、時（時間、空間）を分かち合い、自分らしさを素直に出せるところではないだろうか」（スタッフ）

- 「大人も子どもも早く早くとせきたてられ、老人、子ども、病人、様々な障害を持つ人達は立ち止まることを許されず、社会の外へ外へと追い立てられているような気がします。そんな時バクへ来ると、ゆったりとした空気の流れが、息子と共に私までほっとさせてくれます。」（親）

3 居場所づくりの実践に関する考察

次に上記の二つの実践事例を考察しながら、子どもの居場所づくりにおいて重要と考えられる観点を整理し提示していく。

(1) 子どもの「意見表明」と「参加」

「ゆう杉並」の設立から運営までのすべての過程における子どもたち自身の参画という実践は、居場所づくりにおいて決定的に重要なものである。前述のように『子どもの権利条約』の採択と批准によって大きくクローズアップされるようになった子どもの参加問題は、条約の精神が現実には生かされるかどうかの試金石ともいえる。その精神とは、これまで保護・養育の対象としてのみ捉えられがちであった子どもが、生存権や発達権などを享受する主体であるばかりではなく、意見表明権をはじめとした大人と同等の市民的自由権の行使主体として位置づけられる、というものである。これはとりもなおさず子どもを権利主体という点において同等のパートナーとみなすということであり、これによって大人には子どもと共に手を携えて社会を創り上げていくという、子どもとの新たな関係性の構築が迫られているといえるの

である。「ゆう杉並」では、職員がこのことを明確に意識化しており、「中・高校生建設委員会」の活動は「子どもの権利条約を具体化したことであり、とくに12条の意見表明権、13条の表現・情報の自由、児童館と関わりの深い31条の休息・余暇・遊び・文化的芸術的生活への参加など、子どもの市民的な権利をこの委員会の中で現実化させていった」ものであると述べている⁷⁾。子どもの社会参加に関しては第一に、子ども自身の生活と文化を仲間と共に創り出すことによって人間関係と地域社会づくりを豊かにする「文化的参加」という領域が考えられる⁸⁾が、まさに「ゆう杉並」の取り組みはこの点を踏まえた活動であるといえる。子どもが意見表明し、参画し、意味ある役割を果たすことによって、子どもたち自身が自己信頼感を高め、自分たちの問題を自分たちの力で解決していくことができる、自分の生活圏は自治的に変革可能であるという自信と手応えを獲得できるように支援することが重要である。「バクの会」においても、子どもたちの活動は子どもたち自身が企画し、実行していくことがベースになっている。また通常の活動の中でも、週1回定期的に開かれる子どもとスタッフのミーティングにおいても、活動のすべての事項において自由に意見を表明する機会が保障されている。「ゆう杉並」や「バクの会」において、子どもの意見表明権が確実に保障されていることで、子どもが大人へ信頼を寄せ、子どもから積極的に新たな活動が提案されていっているという点も重要である。

(2) くつろぎの空間と時間

「ゆう杉並」においても「バクの会」においても、第一に「くつろげる場所」「安らぎのある場所」であることをめざしている点は、子どもの居場所づくりにとって非常に重要な観点である。前述のように、子どもたちの生活時間は学校の部活

動や塾、お稽古事と慌ただしく細切れとなっている。東京の中・高校生を対象としたアンケート調査で、『子どもの権利条約』に書かれている権利のうちどれを行使したいかという質問に対して、「余暇を持つ権利」や「遊びの権利」をおさえて「休息する権利」が1位（64.1%）であったという結果からは、子どもたちが忙しさの中で疲弊している様子がうかがえる。⁹⁾ 現代の子どもたちにまず必要なものは、くつろぎや安らぎといったケアであるといえるであろう。「ゆう杉並」ではロビーが広く設計され、利用方法に関して制限を設けないことによって、ロビー及びセンター自体が誰もが気軽に立ち寄ることのできる居場所となっている。何かの目的にせき立てられることなく、読書をしたり、談笑したり、居眠りをしたりという自由な時間を過ごすことが可能であり、かつその一人一人が疎外されずに空間を共有していること、このことが安らぎや落ち着き、くつろぎのある居場所の重要な条件である。「バクの会」では参加者が思い思いの活動を展開し、会の場全体がロビーとして機能しており、2章で見た会報の手記からも、子どもにとってくつろぎや安らぎのある場となっていることがうかがえる。

子どもには心身の成長のために、生産性という価値からは切り離されたゆったりとした時間、自然や他者や自分自身とゆっくり関わる時間が十分に保障されなければならない。ヨゼフ・ピーパーが指摘したように、自然や社会や人間についてその本質を見極め自己と他者の関係を平和的に建設して行く力は、自分から働きかけて手に入れたものだけに価値を認める態度とは逆の、「非活動」的、「休息」的態度の中で育まれるのであり、一見無為に見える時間の中で人間は観想することによってそのような態度を獲得していく面があるといえるのである。¹⁰⁾ このような時間の過ごし方が保障される場、という視点も居場所づくりの重要

なポイントと考えられる。戦後各地に造成された衛生的かつ機能的な「ニュータウン」には、無駄のない空間設計、隅々まで明るく照らす照明設備等によって、子どもが（大人も）行き詰まった時の「逃げ場」や、くつろいだり隠れたりする「吹きだまり」がなく、弱さを癒す心よりどころや、心の闇の部分を受け止める空間がないという驚田清一の指摘¹¹⁾ は、まさしく現代の地域における意識的な居場所づくりの必要性を示しているものといえよう。

(3) 子どもにとっての「地域」の再考と「楽しさ」の共有

「地域」は子どもにとってどのようなものとして存在しているのか、子どもにとっての地域のリアリティとはどのようなものであるのか、この点については地域福祉研究においても活発に議論されてきたとはいえない。高度経済成長以前の、地域社会にまだ多くの自然と村落共同体的紐帯が残されていた時代には、それぞれの地域に特有の地域文化というべきものが存在しており、地域は「自分の生活圏の中の自然の形態と人々の顔と伝統文化の体験」というかたちで捉えることができたと考えられる。しかし都市化の進行に伴って現在では町はどこも似たような光景となり、人間関係が希薄化し地域文化が廃れているという事実は周知の通りである。子どもにとって「地域」とは、生活時間と人間関係の集中する「学校」を通しての関係性以外には見出しにくくなっているといえるのではないだろうか。これまで筆者がフリースペース等で行ってきた子どもへのインタビューで「家族・先生以外の身近な大人は誰か」という質問に、多くの子どもが「クラスメートの母親や父親」をあげたことから、それはうかがえる。学校を媒介とした関係性の中に「地域」の概念や実際の人間関係が収斂されているということは、す

なわち学校において「成功」（学業やスポーツ等において優秀であると認められること）できるか否かが子どもにとっての地域のリアリティを左右することを意味している。不登校状態になって学校に居場所を失うということが、同時に地域の中でも居場所を失うということにつながるものが少なくないのである。ここに、学校とは異なる価値や人間関係のある居場所づくりをすすめる必要性をみることができる。

そして二つの事例の居場所づくりの活動には、新たな人間関係の構築と地域文化の掘り起こしや創造に対して、可能性が開かれていることを見出すことができる。「ゆう杉並」と「バクの会」ではともに地域のいろいろな大人たちが場に出入りをし、学校的な価値を媒介せずに（勉強のできる子、できない子、といった視点で子ども眺めることなく）子どもたちとの人間関係を築いている。親や教師といったリジッドな上下関係ではない、いわゆる「斜めの関係」と呼ばれる人間関係を持つことは、子どもにとって非常に大きな意味を持つといえる。上下関係（垂直な関係）の大人に比べて圧力が小さい年長者である斜めの関係の大人は、社会学でいう「社会的おじ・おば」に相当し、子どもにとって本音を語りやすい、助言を求めやすい存在になる可能性が考えられるからである。「ゆう杉並」や「バクの会」では子どもたちと地域の複数の大人がこのような関係を築きながら、スポーツや音楽や祭りなどを共に楽しんでいる。ここにはかつて子どもたちの身近に大勢いた「社会的おじ・おば」と、伝統的共同体で人々の絆を深める役割をもっていた「祝祭」が、新たな文脈で再生されつつある可能性を見ることができる。芸術活動や祭り等の「楽しさ」が子どもの心と身体を生き生きと活性化させる働きを持つ重要な要素であることは、ヨゼフ・ピーパーの『余暇と祝祭』等で既に明らかにされており、『子どもの権

利条約』第31条が遊びとレクリエーションの活動に参加する子どもの権利を宣言していることからその意義は明白である。地域の中で子どもが複数の多様な大人と地域文化を掘り起こしたり、新たに創造していくパートナーとして共に様々な活動を楽しむことができたならば、子どもたちにとって「地域」は喜びのある場としてとらえられるようになるのではないだろうか。地域に子どもの居場所をつくらうとする活動には、子どもにとっての「地域」とは何かを考える思想と、「楽しさ」の共有という観点が重要になると考えられる。

（4）多様性と非抑圧性・非権力性

「ゆう杉並」には異なる学校の異なる年齢の子どもたちが、「バクの会」にはさらに多様な背景を持った子どもや大人たちが参加している。これはいわば異質なものとの出会いと共同の場であるといえる。暴力論の第一人者ルネ・ジラルは対人関係の中で起こる、他者の欲望の模倣＝模倣欲望に暴力の源泉をみており、群衆化によって暴力圧が高まること、さらに集団が差異関係ではなく第一原理による統制によって対他同一化関係に入ったときに暴力が噴出することを明らかにした。¹²⁾ これは競争主義・業績主義という第一原理に統制された同年齢かつ受験という同じ目的を持った同一化関係にある現代の学校の中の集団が、高い暴力圧を内在させる可能性を示すものである。そしてそれは、学校が子どもたちにとって居心地のよい「居場所」であることを妨げている要因の一つともいえよう。ジラルの「相互の違いが文化秩序と安心もたらす」という理論からは、かつて地域の子どもの社会にあった異年齢集団、タテの仲間関係には、暴力圧の高まりをおさえる機能が働いていた可能性があることが考えられる。確かに昨今のいじめの蔓延や暴力の状況をみた時、異年齢集団が失われて子どもが専ら同一年齢の集団に

追い込まれたことが、「類似」「互いの分身化」による緊張関係と相互暴力の条件となったと考えることができるのである。このことは、居場所づくりのあり方として参加者に差異や多様性があることの重要性を示しているといえる。また、組織の構造の問題として、「バクの会」ではすべてが対等な話し合いの中で決定されるべきとの考え方に基づきスタッフ、参加者の一切に上下関係をつけず、代表者もおいていない。これはジル・ドゥルーズ／フェリックス・ガタリがモデル化した非抑圧的・非権力的な多頭型「リゾーム（地下茎状）組織の典型といえる¹³⁾。特権的な中心とヒエラルキーを持つ、官僚制組織や軍隊のモデルである「ツリー型（樹木状）」組織に対して、リゾーム組織はオリズランの根の如く中心を持たず、いろいろな場所で塊を形づくりながらランダムに移動していく網状型の組織である。絶えず異質なものと出会い連結や切断が織り成され、多様なものが生成されていくというダイナミズムを持つ組織といえる。また「バクの会」では大人の側が常に、子どもに対して上から押さえつけたり序列づけしたりするような言動をしていないかの自己反省が、ミーティングによって行われている。このように一人一人の異質性が認め合われ、多様な関係性が生成される、支配や抑圧のない共同性を志向する実践こそが、子どもたちに対して、安心して自己を開くことのできる居場所を提供することになると考えられる。

(5) 「聴く」こと、「ともにある」こと

「バクの会」では、スタッフが静かに子どもの話に耳を傾けている光景がよく見られる。この「聴く」という行為は、居場所づくりの活動において非常に重要なポイントであると考えられる。子どもにとっての「居場所」とは、ロビーのような空間を意味するだけではない。他者の存在

を受け止める・受け止められるという人間関係の中に身をおいていること、このこと自体が居場所であるともいえる。そしてこのような関係の成立には「聴く」という行為の介在が必要になるのである。『モモ』¹⁴⁾ でミヒヤエル・エンデが「聴く力」の象徴として描いたモモは、ただひたすら相手の話に耳を傾げるだけである。しかしモモに話を聴いてもらった人間は孤独を癒されたり、自己決定ができるようになったりしていく。エンデが思想的に依拠したルドルフ・シュタイナーは、他者の語る言葉に耳を傾げる際には自分自身の内なるものが完全に沈黙するように感情的な反応を抑制すること、嫌悪や優越がうごめいていないかを注意深く観察することが重要であり、このように聴き入ることでその音を発する他者の存在の内面と溶解し合う力が獲得可能になる、とした。¹⁵⁾ 同じことをエンデは「自分をまったくからにすることによって自身の中に他者を迎え入れる空席をつくること」¹⁶⁾ であると述べているが、まさにここに「居場所」を見ることができるといえる。「聴くこと」は、子どもの意見表明権を保障するためにもまず第一に必要な実践活動である。

また「バクの会」をたちあげた中心メンバーの一人であり、スクールソーシャルワーカーとして不登校の子どもたちと関わってきた山下英三郎のいう「何もしないでそばにいる、見守る」¹⁷⁾ というケアあり方、臨床哲学の立場からケアの本質を「無条件のプレゼンス＝目的や効果を勘定にいれない、条件なしで“ともにいること”」¹⁸⁾ とした鷲田清一の見解は、エンデやシュタイナーのいう「聴く力」に通底している。無私に「聴く」ということは、無条件で「ともにあること」「そばにいること」でもあるからである。子どもの居場所づくりに関してこのような思想と実践のあり方も十分に吟味されていく必要があるだろう。

4 子ども支援のための新たな子ども観

居場所づくりという子どもの支援のあり方について、実践事例の考察から重要と思われる視点を整理してきた。これらの視点にはすべて、その土台に「子どもをどのように捉えるのか」という大きな枠組み、つまり「子ども観」がよこたわっている。「子ども観」は居場所づくりの支援だけでなく、子どもを対象とした他の福祉的援助活動においても、実践を方向づける根本的な思想となるものである。そこで本章では、今後子どもの福祉的支援を考えていく上で、どのような「子ども観」を構築すべきかについて、これまでの考察から3点ほどに整理してそのアウトラインを描出する。

(1) 完全かつ対等なパートナーとしての子ども観

現代の子どもたちは、高度消費社会・高度情報化社会の中で、これまでのどの時代よりも、大人との境界が曖昧な世界に生きているといえる。情報化の発展によって子どもたちは大人が想像する以上に早くから社会の矛盾や暗部の情報を得ており、大人に対して、社会や学校のあり方に対して様々な意見を持っていることは、『子どもたちが語る登校拒否－402人のメッセージ－』や『聞け！片すみの声』等の手記、子どもたち同士で語るインターネットのホームページ¹⁹⁾ 等などからも一目瞭然である。しかし子どもたちは、地域社会の崩壊や産業構造の変化等によって、地域社会や家族の中での「役割」や「労働」といったものからは切り離され、長年にわたって「教育」と「管理」の元に置かれている。

現代の子どもには社会性や公共性がないという批判がなされることが多いが、家庭や地域社会の中で意見を求められたり、責任ある役割を負ったりした経験のない子どもたちに、一足飛びに社会性や公共性を求めることは困難である。Ⅱ章でもと

りあげたように、今後は『子どもの権利条約』に示された「権利行使主体としての子ども」という観点に立ち、子どもを「共に生きるこの社会を創っていくパートナー」として捉えることが重要である。

『子どもの権利条約』を踏まえて策定され、1990年「国連犯罪防止会議」で採択された「少年非行の予防のための国連ガイドライン（リアド・ガイドライン）」では、「青少年は、社会における積極的な役割とパートナーシップを認められなければならない」とされ、子どもは「完全かつ対等なパートナーとして受け入れられなければならない」²⁰⁾ と宣言された。子どもを未熟な管理されるべき存在としてのみ位置づけてきた従来の子ども観から、生活の様々な場面において子どもをリアド・ガイドラインのいう「積極的かつ有効な参加者」として参加させ、共に成長していこうとする子ども観への転換が求められているといえる。

(2) 脱操作主義的・脱能力主義的子ども観

今日では、社会の中で肥大化した学校教育に子どもの生活や精神性の大きな部分が取り込まれ、家庭も学校の出先機関になっているといわれるほどの、学校化社会となっている。

1950年代から60年代に日経連が「当面教育制度改善に関する要望」「新時代の要請に対応する技術教育についての意見」等次々に教育界に要望書を提出し、これを受けて中央教育審議会が答申「後期中等教育の拡充整備について（期待される人間像）」（1966年）を出した²¹⁾。これ以降現在に至るまで、教育行政が産業社会の要請を受け人的資本論に基づく能力主義政策（ハイ・タレントの選別等）を志向するようになったことは、1984年の教育の自由化を掲げた臨時教育審議会答申や、

飛び級入学や学校選択制を推進するここ数年来の「文部省教育改革プログラム」を見ても明白である。これは学校を競争主義・業績主義に貫かれた場にし、「学業における能力が高いこと」が子どもとして最も価値のあることであるという子ども観をつくりあげることになった。この子ども観の浸透が塾通いや早期教育の過熱という現象を引き起こしていることは周知の事実である。殊に90年代末からの産業社会のグローバルスタンダード化は、「自己責任」「自助努力」を掲げる教育の「市場化」をもたらし、ますます厳しい競争原理の世界に子どもを引き込もうとしている。能力主義の子ども観は、前述の中教審答申や臨教審答申を見ても明らかのように、子どもを経済成長の手段として対象化してきたといえる。そしてこのような能力主義的、社会ダーウィニズム的な子ども観は、大人社会の経済的利益のみを追求する価値観の反映であり、それは子どもの社会化を通して強化されながら再生産され、大人社会をも経済的社会的不均衡の大きな生き難いものにしてしているのである。子どもの福祉の立場から、この操作主義的・能力主義的子ども観を脱していく道、子どもを社会の経済発展の道具にしないための子ども観を構築し実践する道を模索していかなければならない。

(3) 「悪」や「弱さ」を認める子ども観

これまでの中央教育審議会答申、青少年問題審議会答申、各自治体の「青少年健全育成条例」等を概観すると、そこには一貫して「子どもを悪の影響から守るために有害なものを排除しなければならない」という考え方があることがわかる。そしてこれらが求めている理想の子ども像の方は、ほぼ一貫して「強い」「たくましい」「生きる力を持った」子どもとなっている。²²⁾ 学校教育においても教育目標として「たくましい子ども」「正し

い行動ができる子ども」といった子ども像が掲げられていることが多い。しかし人間には、そして文化と社会の根源には、「悪」や「暴力」の問題が内在していることは、既にジラール、ベンヤミン、バタイユ、河合、今村²³⁾らによって明らかにされている。またどんな人間にも「弱さ」や「闇」の部分があることは、子どもも大人も、誰もが内的経験を通して知っていることであろう。さらにいえば、中村雄二郎が論じているように「悪」は生活や人間関係を生き生きさせるような要素も有していたり²⁴⁾、「弱さ」は他者の痛みにも敏感であつたりと、それらは必ずしも全否定はできないものなのである。しかし子どもの「悪」や「弱さ」の部分排除し、正しさと強さのみを求めようとする子ども観では、様々な困難を抱えた子どもの気持ちに真に寄り添うことはできないのではないだろうか。それは『子どもの権利条約』の前文で示された、どのような宗教、意見、社会的出身、出生であろうとすべての子どもが差別されることなくその権利を尊重されなければならない、という原則にも関わる問題である。多様性に対する寛容な態度は、まず人間という存在の多面性を認め受容することなしには成立しない。IT技術の発展等によって、「有害図書」の指定などでも「悪」や「闇」の部分の情報拡散が規制できない今この時代に必要なことは、「悪」や「弱さ」や「闇」の部分排除したり、見ないようにしようとするのではなく、そういう部分も併せ持つのが子ども（人間）の姿であると認め、受容し、その上でそれらとどう向き合っていくのかを大人と子どもが共に考えていくことではないだろうか。「こうあるべき」という理想像から子どもの「悪」や「弱さ」を断罪する子ども観ではなく、あるがままの子どもを全包括的に捉え受け容れた上で、同じ「弱さ」や「悪」を抱えたもの同士として対話し、共にこの問題に悩み努力し成長して

いこうとする子ども観と実践こそが重要ではないかと考えられる。

これらの子ども観の詳細な考察は別稿を期すが、この検討のためには今後さらに多方面からの子どもと社会に関する分析が必要であろう。

5 おわりに

子どもの居場所づくりの実践に関する分析を通して、地域で子どもを支援していくための課題について考察した。またここから子どもを支援する際の重要な思想となる「子ども観」の問題についても考察を加えた。この作業を通して見えてきたものは、大人自身の問題である。子どもの人間関係や公共心の希薄さを嘆く大人が、地域で豊かな人間関係を育てているかといえば、必ずしもそういう状況にはない。子どもの居場所をつくる取り組みは、子どもと同時に地域の大人たちの参画も視野にいれなければならない。昨今子どもが「凶悪化している」「思いやりの心に欠けている」として少年法厳罰化や奉仕活動の義務化など、子どもを「取り締まる」「教化する」方向が強く打ち出されているが、そのような議論の前にまず、大人がつくりあげた子どもの生活圏の現状を省み、子どもが大人と社会を信頼し、希望を持って毎日を過ごせるような環境づくりに努力しなければならない。子どもを支援していくという取り組みは、常に大人の側に自己省察が求められる営みであるといえる。

註

- 1) 門脇厚司、久富善之編著『現在の子どものわかる本』学事出版、2000年、93-109頁。
- 2) 吉見俊哉『メディア時代の文化社会学』新曜社、1994年。
- 3) 鈴木政夫『人権としての福祉と労働』ひとなる書房、1993年、82頁。
- 4) 「ゆう杉並」の事例は久田邦明編著『子どもと若者の居場所』萌文社、2000年の文献と参与観察をもとに記述。
- 5) 「子ども委員会公式ホームページ」<http://www01.vaio.ne.jp/kodomo/committee.html>
- 6) 『バクの会紹介資料』1994年4月、2頁。「バクの会」事例は会報『バク通信』と参与観察をもとに記述。
- 7) 久田邦明、前掲書、30頁。
- 8) 増山均『教育と福祉のための子ども観－市民としての子どもと社会参加－』ミネルヴァ書房、1997年 166頁。
- 9) 喜多明人『活かそう！子どもの権利条約』ポプラ社、1997年、19頁。
- 10) ヨゼフ・ピーパー『余暇と祝祭』講談社学術文庫、1988年。
- 11) 日本子どもを守る会編『子ども白書2000子どもの権利実現と市民的共同』草土文化、2000年、11頁。
- 12) R.ジラルー (吉田幸男訳)『暴力と聖なるもの』法政大学出版局、1982年。
- 13) J.ドゥルーズ、F.ガタリ (宇野邦一他訳)『千のプラト－資本主義と分裂症－』河出書房新社、1994年。
- 14) ミヒヤエル・エンデ (大島かおり訳)『モモ』岩波書店、1976年。
- 15) 子安美知子『「モモ」を読む－シュタイナーの世界観を地下水として－』学陽書房、1987年、24頁。
- 16) 子安美知子、前掲書、20頁。
- 17) 山下英三郎『エコロジカル子ども論－』学苑社、1999年、135頁。
- 18) 鷲田清一『「聴く」ことの手－臨床哲学試論－』TBSブリタニカ、1999年、204頁。
- 19) 石川憲彦他編『子どもたちが語る登校拒否－402人のメッセージ－』世織書房、

- 1993年、ミスター・パートナー出版部編『聞け！片すみの声』星雲社、インターネットホームページ「高校生生の井戸端会議」(<http://www.koukou.net/idobata/>) など。
- 20) United Nations Guidelines for Prevention of Juvenile Delinquency <The Riyadh Guidelines>; 1990.
訳文は勝野尚行『子どもの権利条約と学校参加』法律文化社、1996年による。
- 21) 戦後日本教育史料集成編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第八巻』三一書房、1983年。
- 22) 総務庁青少年対策本部編『青少年の健全育成をめざして－青少年問題審議会10年の歩み』大蔵省印刷局、1989年、東京都青少年問題協議会答申『青少年健全育成のための新行動計画の策定にあたっての基本的考え方と施策の方向について』東京都生活文化局、1991年、愛知県青少年問題協議会『青少年の健全育成に関する基本方策について－提言』1982年、埼玉県青少年問題協議会『青少年健全育成のすすめ方について－意見具申』1992年、北海道青少年問題協議会『青少年の健全な育成を図るための地域社会の取り組み－有害環境の浄化に向けて意見具申』1988年、中央教育審議会答申『新しい時代を拓く心を育てるために』1998年、など。
- 23) W.ベンヤミン (高原宏平他訳)『暴力批判論』晶文社、1975年、G.バタイユ (山本功訳)『文学と悪』ちくま学芸文庫、1998年、河合隼雄『子どもと悪』岩波書店、1997年、今村仁司『排除の構造』青土社、1989年など。
- 24) 中村雄二郎『悪の哲学ノート』岩波書店、1994年。

参考文献

- 加藤西郷、楠凡之、築山崇編著『子どもの権利が生きる学校・地域づくり』法政出版、1994年。
- 教育科学研究会学校部会編『子ども観の転換と学校づくり』国土社、1995年。
- 厚生省児童家庭局編『児童福祉五十年の歩み』厚生省児童家庭局、1998年。
- 子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『“豊かな国”日本社会における子どもの期の喪失』花伝社、1997年。
- 教育科学研究会学校部会編『子ども観の転換と学校づくり』国土社、1995年。
- 菅澤順子、堀正嗣、尾崎公子、桜井智恵子、曾和信一『子どもの生活世界と人権』拓植書房、1995年。
- 鈴木祥蔵『新しい子ども観を』明石書店、1990年。
- 竹中哲夫、近藤直子、加藤幸雄編著『子どもと青年の心の援助』ミネルヴァ書房、2000年。
- 竹中哲夫、垣内国光、増山均編著『子どもの世界と福祉』ミネルヴァ書房、1996年。
- 野上暁『子どもというリアル』パロル舎、1998年。
- 野本三吉『子ども観の戦後』現代書館、1999年。